**高知県県産材加工力強化事業実施要領**

第１　趣旨

　　　この要領は、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第13条第１項の規定に基づき、高知県県産材加工力強化事業費補助金交付要綱別表に掲げる事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　加工力強化推進事業

１　補助対象事業の留意事項

（１）事業戦略の策定・実践について、専門家等からの指導・助言を受けるための費用

ア　事業期間は単年度とし、同一事業体への補助は３年を限度とする。

イ　専門家等からの指導・助言を受けた後、速やかに別紙１を作成し、木材産業振興課に提出すること。

ウ　県は、指導、助言の実施の際に、その実施状況を確認するため、必要に応じて同席できるものとする。

オ　専門家等に経営診断等の調査・分析を依頼した場合は、成果物を速やかに木材産業振興課に提出すること。

（２）目立て、木材加工技術の習得に対する研修

ア　事業期間は単年度とする。

イ　研修に参加した者は、受講後に研修日誌（任意様式）等を作成し、写しを実績報告時に提出すること。

（３）ＪＡＳ認定取得に係る費用

ア　事業期間は単年度とする。

イ　ＪＡＳ製品生産に係る新規認定（追加認定含む）を受けた者は、結果等の写しを実績報告時に提出すること。

２　申請書等の提出

補助事業者は、所管する林業事務所を経由して申請書等を提出しなければならない。

第３　加工力強化整備事業

１　補助対象事業

（１）事業期間

 原則、単年度とする。

（２）その他

　機械の有効利用の観点から事業の実情等に即し、必要があると認められる場合は、中古品の機械を補助対象とすることができるものとする。ただし、その場合には、次の要件を全て満たしていることとする。

ア　導入機械の修理、メンテナンスの能力のある取扱店又は正規の販売店（以下「取扱店等」という。）の取扱いに係るものであること。

イ　別紙２－１による取扱店等が使用可能であることを証明する証明書により、次の表に定める年数以上の稼動が見込まれること。

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　　項 | 年数の算定 |
| ①法定耐用年数期間内のもの | 法定耐用年数－経過年数＋経過年数×20％（端数は切上げ）ただし、算出した年数が４年未満のときは、４年以上とする。 |
| ②法定耐用年数を超えているとき | ４年以上 |

　ウ　万が一機械が故障等により稼動することができなくなった場合であっても、補助事　業者が自力で修理又は更新により、イの表に定める年数以上の期間稼働することを別　紙２－２による確約書により確約すること。

エ　中古機械の導入に際しても、適正な競争により価格決定を行うため、導入機械の仕様を提示し、見積り合わせ等により落札者を決定すること。

　　　なお、中古品の在庫がない事業者は仕様を満たす新品の価格による応札により、適正価格を判断すること。

２　補助事業者の要件

　　補助事業者は、次の要件を満たすものとする。

　　（１）法人にあっては、直近の決算書において、債務超過（貸借対照表の負債の部合計が資産の部合計を上回っている状態）でないこと。ただし、債務超過であっても、経常利益が黒字の場合は要件を満たすものとする。

　　（２）個人にあっては、直近３年の平均収支（売上から製造原価及び経費を差し引いた額）が赤字でないこと。

（３）県税に滞納がないこと。

３　事業計画の作成

補助事業者が「加工力強化」・「品質向上」を実施しようとするときは別紙３、「グリーン化」を実施しようとするときは別紙３－２による高知県県産材加工力強化事業計画書（以下「事業計画書」という。）に次に掲げる資料を添付の上、所管の林業事務所を経由して、知事に提出しなければならない。

　　（１）収支計画書（別紙３－１）※「グリーン化」は不要

　　（２）法人にあっては、直近３年の決算書

　　（３）個人にあっては、直近３年の青色申告決算書又は収支内訳書

　　（４）県税事務所で発行する全税目の納税証明書（滞納がないことを証するもの）

　　（５）事業費の積算基礎となる資料（設計書、カタログ、見積書等）

　　（６）（１）から（５）までに掲げるもののほか、審査基準の証明に必要な書類

４　事業計画の提出及び決定

　　（１）計画の審査

　林業事務所長（以下「所長」という。）は、事業計画のヒアリングを行い、「加工力強化」・「品質向上」にあっては、別記「高知県県産材加工力強化事業審査基準」（以下「審査基準」という。）により審査表（別紙４－１事務所用）を作成するとともに意見を添え別紙５により副申するものとし、「グリーン化」にあっては、別紙５－２により進達するものとする。この場合において、副申・進達に当たっては、事業計画書及びヒアリング時に徴収した資料の全部を併せて提出するものとする。

（２）計画の採択

　　　知事は、「加工力強化」・「品質向上」にあっては（１）に基づき所長から提出があった審査表及び意見等を踏まえ、産業振興計画の産業成長戦略への効果等を勘案し、別記審査基準により優先順位を決定し、順位の高いものから事業計画を採択することとし、その結果を所長に通知するものとする。また「グリーン化」にあっては当該内容を審査し、適正と認められる場合は、その結果を所長に通知するものとする。

　　（３）採択等の通知

　事業計画の採択又は不採択の通知を受けた所長は、補助事業者にその内容を通知するものとする。

第４　SCM推進事業

１　補助対象事業

川上から川下までの事業者の連携によるサプライチェーンの構築を促進させるため、サプライチェーンの構築に意欲のある事業者によるフォーラムを設置し、当該フォーラムを運営する団体に対して、必要な経費を補助する。

（１）事業実施期間

交付決定通知日から翌年２月末までとする。

（２）補助対象事業

ア　フォーラムに参加する事業者の募集・登録業務

イ　フォーラム参加者による需給情報の共有やマッチング等に向けた情報交換会

（年４回程度）の開催業務

ウ　フォーラム参加者による木材流通の効率化を図るため、地域内の実態把握及び

具体的な構想・計画の作成業務（継続のフォーラムにあっては現行構想・計画の

実行及び見直し業務）

エ　木材SCM支援システム「もりんく」（以下「システム」という。）の普及啓発

及び活用業務

オ　サプライチェーンの構築を図るため、各段階の事業者を熟知したコーディネー

ターによる事業者のマッチング業務。なお、コーディネーターは、既にフォーラ

ム等でマッチングや需要拡大の実績がある者とする。

カ　フォーラム参加者の拡大に向けた計画的な働きかけ。

２　補助対象経費

（１）人件費

ア　従事者の業務日誌を作成するものとする。

イ　業務日誌には、業務内容を具体的に記載すること。

（２）謝金

ア　専門家等に講演等を依頼する場合は、依頼書等を交わすこと。

イ　実施事項がわかるよう、報告書を作成し、講演資料等を添付すること。

（３）旅費

ア　旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和29年７月12日条例第36号）のほか、県の旅費規程等に準じて支出しなければならない。

イ　当該旅費は事業に従事する職員のほか、専門家等も同様の取扱いとする。

（４）需用費

ア　資料等のコピー代は事業で実施した白黒、カラーの単価/本事業で活用した枚数で算出すること。

イ　単価のわかる資料を用意すること。

（５）役務費

ア　郵便切手、レターパック購入等の領収書は使用目的などを手書き等により明記すること。

イ　金融機関の振込手数料は役務費とすること。

（６）委託費

ア　本事業の一部を他の研究機関、民間団体、企業等の第三者に委託するための経費とすること。

イ　委託費の内訳は、本事業の補助対象経費の内容に準ずるものとする。

（７）使用料及び賃借料

事業を実施する団体等の事務所や会議室の賃借料は経費としては認められない。

３　事業計画の作成

別紙６により事業計画書を作成し、納税証明書を添付のうえ、知事に提出しなければならない。

４　その他留意事項

・一般社団法人高知県木材協会が実施する場合、同協会会長名義の口座を開設し、当該口座で経理処理を行うこととする。

・支出証拠書類等（見積書、契約書、納品書、請求書、業務日誌、議事録等）の原本は、５年間保管すること。（他の事業のものと混同しないよう、分別して保管すること）

第５　委任

 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。



別紙２－１

証　　　　　明　　　　　書

（　補助事業者名　）　　　様

　下記の　　（機種名）　は、　　（導入機械施設の使用用途）　としての使用については、導入後、　　　年間十分に使用可能であることを証明します。

記

１　会社名

２　機種名

３　製造年月日

４　製造番号

５　使用年数等（令和　　年　　月　　日現在）

６　導入後使用可能な年数等

７　証明根拠

(注)証明根拠となる資料を添えてください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　証　明　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　（注）証明者は自筆で署名してください。

別紙２－２

確　　　　　約　　　　　書

高知県知事　　　　　　　　　　様

　高知県県産材加工力強化事業で導入を予定している下記の（導入機械施設の使用用途）機械施設について、故障等により稼動が困難になった場合は、自力により修理又は更新し、導入年度を含め　年以上の稼動を確約します。

記

１　会社名

２　機種名

３　製造年月日

４　製造番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（注）自筆で署名してください。

別紙３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業計画書

　高知県県産材加工力強化事業実施要領第３の３の規定により、下記製材関連施設導入に関する事業計画書を提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 導　入　す　る　製　材　関　連　施　設　の 内　容 |  |
| 製材関連施設の名称 | 施工箇所 | 構造規格又は規模 | 数量 | 導入予定年月 | 取得予定価格 | 耐用年数 | その他 |
| （新品・中古） |  |  |  |  |  |  | １新設２更新 |
| （新品・中古） |  |  |  |  |  |  | １新設２更新 |
| (新品・中古) |  |  |  |  |  |  | １新設２更新 |  |

（注）１「製材関連施設の名称」欄は、製材関連施設名を記入し、新品・中古を○で囲んで

ください。

　　　２「その他」欄は、新設又は更新を○で囲んでください。

１　設備導入の必要性及び目的

|  |
| --- |
|  |

２　現状及び計画

（１）現在の主な製品品目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 樹種 | 材積 | 生産割合 |
|  |  | ㎥ | ％ |
|  |  | ㎥ | ％ |
|  |  | ㎥ | ％ |
|  |  | ㎥ | ％ |
|  |  | ㎥ | ％ |

（２）利用計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 現　状 | 利　　　　用　　　　計　　　画 |  |
| 最近３年の平均 | 令和　年度（導入年度） | 令和　年度（導入後１年目） | 令和　年度（導入後２年目） |  |  |
| 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） |
| ㎥（　　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） |
|  | 令和　年度（導入後３年目） | 令和　年度（導入後４年目） | 令和　年度（導入後５年目） |  |
| 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） | 販売量（うち乾燥材） |
| ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） | ㎥（　　　　㎥） |

（注）利用計画量は、設備導入後５年間（耐用年数が４年以内の場合は、耐用年数期間）の計画量を記入してください。

（３）雇用計画

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　　　年職種 | 過去３ヶ年平　　　均 | 計画書作成日現　在 | 導入後１年目 | 導入後２年目 | 導入後３年目 | 導入後４年目 | 導入後５年目 |
| 作業員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 事務員 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| その他（　　　　　） | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

（４）事業戦略の策定等、経営改善のためのビジョン（方針及び目標）並びに取組

　　・設備を４者以上で共同利用する場合、「設備の共同利用について」に共同利用する事業体名等を記載してください。

　　・「事業戦略について」、該当する箇所に○を記入してください。また、策定済の事業者については、事業戦略を添付してください。

　　・現在、実施している又は設備導入を契機に今後計画している取組について、ご記入ください。

・記載は現状に対する今後の取組とその理由について、数値等を用いて、できるだけ

詳しく記入してください。欄が足りない場合は、別紙に記入してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 設備の共同利用について |  |
| 事業戦略について | 策定済　　　　　　取組中　　　　　取組意思なし |
| 販売拡大について |  |
| 原木の確保について |  |
| コスト削減について |  |
| その他経営改善への取組について |  |

　３．事業費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 総事業費 | 補助対象経　　費 | 財源内訳 | 備　考 |
| 県補助金 | 林業・木材産業改善資金 | 市町村補助金 | その他 |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |  |

(注) １「備考」欄は、消費税の課税方式（非課税、原則課税方式又は簡易課税方式の別）を記入し、課税事業者にあっては、消費税に係る直近の確定申告書を添えてください。

２ 消費税の原則課税事業者で、仕入れ控除税額のある事業体が実施する事業については、

「補助対象経費」欄は、消費税を抜いた金額を記入し、消費税は、「備考」欄に記入してください。

別紙３－２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所 在 地（又は住所）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者　名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

高知県県産材加工力強化事業計画書

　高知県県産材加工力強化事業実施要領第３の３の規定により、下記製材関連施設導入に関する事業計画書を提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 導　入　す　る　製　材　関　連　施　設　の 内　容 |  |
| 製材関連施設の名称 | 施工箇所 | 構造規格又は規模 | 数量 | 導入予定年月 | 取得予定価格 | 耐用年数 | その他 |
| 電動フォークリフト（新品・中古） |  |  |  |  |  |  | １新設２更新 |
| 電気設備 |  |  |  |  |  |  | １新設２更新 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（注）１「製材関連施設の名称」欄は、製材関連施設名を記入し、新品・中古を○で囲んで

ください。

　　　２「その他」欄は、新設又は更新を○で囲んでください。

１　設備導入の必要性及び目的

|  |
| --- |
|  |

２　現状及び計画

（１）現状（既存のフォークリフト）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 規格・規模等 | 導入年月 | 稼働時間 |
|  |  | 時間/日 |
|  |  | 時間/日 |
|  |  | 時間/日 |

（２）計画（導入予定のフォークリフト）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 規格・規模等 | 導入予定年月 | 稼働時間 |
|  |  | 時間/日 |
|  |  | 時間/日 |
|  |  | 時間/日 |

３　事業費

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 総事業費 | 補助対象経　　費 | 財源内訳 | 備　考 |
| 県補助金 | 林業・木材産業改善資金 | 市町村補助金 | その他 |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |  |

(注) １「備考」欄は、消費税の課税方式（非課税、原則課税方式又は簡易課税方式の別）を記入し、課税事業者にあっては、消費税に係る直近の確定申告書を添えてください。

２ 消費税の原則課税事業者で、仕入れ控除税額のある事業体が実施する事業については、

「補助対象経費」欄は、消費税を抜いた金額を記入し、消費税は、「備考」欄に記入してください。

別記

高知県県産材加工力強化事業審査基準

１．事務所採点基準

　　所長は次の審査基準に基づき審査し、別紙４－１「高知県県産材加工力強化事業審査表」に評価点数及び意見を記入する。

 評価点数は下表審査項目の配点に審査基準の評価点を乗じた点数の合計とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審　査　項　目（配　点） | 審　査　基　準評価点　Ａ：1.0点　Ｂ：0.8点　Ｃ：0.6点　Ｄ：0.4点 |
| （１）経営力強化効果(50点) | Ａ 事業計画において、３年後の売上が５％以上増加する。 |
| Ｂ 事業計画において、３年後の売上が３％以上増加する。 |
| Ｃ 事業計画において、３年後の売上が１％以上増加する。 |
| Ｄ 事業計画において、３年後の売上が増加する。 |
| （２）雇用維持効果（30点） | Ａ 事業計画において、雇用の増大が図られるもので、３年以内に10％以上又は現在の従業員数が20名以上で３年後も維持される。 |
| Ｂ 事業計画において、雇用の増大が図られるもので、３年以内に５％以上又は現在の従業員数が10名以上で３年後も維持される。 |
| Ｃ 現在の従業員数が３年後も維持される。 |
| Ｄ ３年以内に従業員数が削減される。 |
| （３）事業戦略の策定（20点） | Ａ　製材事業体の経営ビジョンとなる事業戦略を策定している。 |
| （４）設備の共同利用（30点） | Ａ　導入する設備は、４者以上の事業体で共同利用することを目的としている。 |

２．木材産業振興課審査基準

　　評価点数は下表審査項目の配点に審査基準の評価点を乗じた点数の合計とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審　査　項　目（配　点） | 審　査　基　準評価点　Ａ：1.0点　Ｂ：0.8点　Ｃ：0.6点　Ｄ：0.4点 |
| （１）産業振興計画推進効果（30点） | Ａ　産業振興計画の産業成長戦略（林業分野）を推進する取り組みを既に実行している。 |
| Ｂ 産業振興計画の産業成長戦略(林業分野)を推進する取り組みを計画しており、その実行が期待できる。 |
| Ｃ 産業振興計画の産業成長戦略（林業分野）を推進する取り組みを計画しているが、その実行が期待できない。 |
| Ｄ 産業振興計画の産業成長戦略（林業分野）を推進する取り組みが計画されていない。 |
| （２）コスト削減効果 （20点） | Ａ コスト削減のための取り組みが具体的であり、既に実行している又は実行性が高いもの。 |
| Ｂ コスト削減のための取り組みを計画しており、実行性が高いもの。 |
| Ｃ コスト削減のための取り組みを計画しているが、実行性が低いもの。 |
| Ｄ コスト削減の取り組みが期待できない。 |
| （３）投資妥当性 （20点） | Ａ 製品の品質向上に努め、生産力、販売力の維持、増進への取り組みが顕著で、効果が大きいと認められるもの |
| Ｂ 製品の品質向上に努め、生産力、販売力の維持、増進への取り組みがやや大きいと認められるもの |
| Ｃ 製品の品質向上に努め、生産力、販売力の維持、増進への取り組みを計画しており、効果が期待できるもの |
| Ｄ 効果が一時的であまり期待できないもの。 |

３．採択の方法と優先順位の評価

 １及び２の合計点により点数の高いものから採択する。ただし、同点の場合は乾燥機の導入事業を優先し、次に経営力強化効果の評価点が高い者、雇用維持効果の評価点が高い者、産業計画推進効果の評価点が高い者、コスト削減効果の評価点が高い者の順で採択する。

別紙４

高知県県産材加工力強化事業審査表

　１．補助事業者名

　２．評価点数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①審査項目（配点） | ②評　価A:1.0 B:0.8 C:0.6 D:0.4（該当評価を○で囲む） | ③評価点数（①×②） |
| １．経営力強化効果（50点） | Ａ　　Ｂ　　Ｃ　　Ｄ | 点 |
| ２．雇用維持効果　　　 （30点） | Ａ　　Ｂ　　Ｃ　　Ｄ | 点 |
| ３．事業戦略の策定（20点） | Ａ | 点 |
| ４．設備の共同利用（30点） | Ａ | 点 |
| 合　計 | 点 |

３．採択に関する意見

|  |
| --- |
|  |

別紙５

第　　　　　　号

令和　年　月　日

　木材産業振興課長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　　　長

高知県県産材加工力強化事業補助金に係る事業計画

の審査について（副申）

　高知県県産材加工力強化事業実施要領第３の４の規定により、別紙のとおり意見を付して提出します。

別紙５－２

第　　　　　　号

令和　年　月　日

　木材産業振興課長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　　　長

高知県県産材加工力強化事業補助金に係る事業計画

について（進達）

　高知県県産材加工力強化事業実施要領第３の４の規定により、別紙のとおり進達します。

別紙６

年　　月　　日

高知県知事　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地

補助事業者　名　　称

代表者名

SCM推進事業計画書

　高知県県産材加工力強化事業実施要領第４の３の規定により、下記のとおりSCM推進事業計画書を提出します。

記

１　事業の実施計画

（１）事業の運営担当者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 所属・役職・氏名 | 業務内容 | 備　考 |
| 総括責任者 |  |  |  |

注）人件費の対象となる従事者を記載してください。

 (２）フォーラム参加事業者の募集

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 募集方法 | 参加想定事業者数 | 備　考 |
|  | 川上　　　事業者川中　　　事業者川下　　　事業者 |  |

注１）すでに参加事業者名簿がある場合は添付してください。

注２）川上事業者は素材生産業者、森林組合等、川中事業者は製材業者、集成材製造業者、木材流通業者（市場、商社、プレカット加工業者、運送業者等）、川下事業者は工務店・住宅メーカー・建築事務所等とします。

（３）需給情報の共有及びマッチング等に向けた情報交換会の開催

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 開催時期 | 開催場所 | 備　考 |
|  |  |  |

（４）サプライチェーン構想・計画の作成及び実行

（新たなサプライチェーン構築を支援する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 作成方法 | 　構想・計画の内容 | 備　考 |
|  | ①サプライチェーン構築の必要性（喫緊の課題）②サプライチェーン参加の事業者③サプライチェーン構想の具体的な内容と波及効果④サプライチェーン構築に向けた実施体制と年次計画⑤サプライチェーン構築に必要な流通加工施設の整備計画　⑥構想・計画の進捗を測るための指標等 |  |

注１）作成方法欄には、事務局直営、外部機関への委託のいずれかを記載してください。

注２）補助金交付申請時における構想・計画の概要を簡潔に記載してください。別紙に記載しても結構です。

注３）構想・計画の進捗を測るための指標には次のいずれかを含めてください。

ア　本事業により支援しているフォーラムの参加者（素材生産事業者、木材加工事業者等）が新たに獲得した地域材の受注量（㎥）

イ　本事業により支援しているフォーラムの参加者（木材加工事業者、プレカット工場等）が調達する木材の直送の割合の増加量

注４）最終的な「サプライチェーン構想・計画書」は成果品として提出していただきます。

（既にある構想・計画を実行する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実行方法 | 　構想・計画の実行内容 | 備　考 |
|  |  |  |

注１）現行構想・計画書に基づく当該年度の実行内容を具体的に記載してください。

注２）実行方法欄には、事務局直営、外部機関への委託のいずれかを記載してください。

注３）構想・計画の進捗を測るための指標として次のいずれかを含め、事業期間中に計測してください。

ア　本事業により支援しているフォーラムの参加者（素材生産事業者、木材加工事業者等）が新たに獲得した地域材の受注量（㎥）

イ　本事業により支援しているフォーラムの参加者（木材加工事業者、プレカット工場等）が調達する木材の直送の割合の増加量

（５）システムの普及啓発及び活用

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施時期 | 実施場所 | 参加予定事業者数 | 備　考 |
|  |  |  |  |

（６）コーディネーターによる事業者のマッチング等

ア　コーディネーターの候補者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏　　名 | 所属・役職・主な業務、実務経験年数・資格・主な役割分担等 | 備　考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

注）コーディネーターは、流通の各段階の事業者及び仕組みを熟知した者で、既にフォーラム等でマッチングや需要拡大の実績がある者のほか、生業として補助金交付終了後も活動を続けられる者としてください。

イ　マッチング等の業務計画

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 実施時期 | マッチング等を行う予定事業者数 | 備　考 |
|  |  |  |

注）具体的な目標や事業体等があれば記入記載してください。